

奨学金返済手当

当法人では、本人自らが奨学金制度を利用して学校を卒業し、奨学金返済している職員に手当を支給しています。

支給内容

- ・手当支給額 毎月返済額の半額(上限 10,000 円)
- ・対象人数に上限はありません。
- ・対象となる学校は、大学、短大、専門学校
学科は、問いません
- ・H30.11.1 現在 5人の職員に支給しております。

新卒者に限らず、現在奨学金を返済している方も対象としております。

ご不明な点は、当法人担当者までお問い合わせください。

TEL 0538-42-3228